

8. 都市防災に関するその他の取り組みについて

(1) 都市再生安全確保計画について

都市再生安全確保計画制度 (概要)

国土交通省都市局まちづくり推進課
平成28年4月

都市再生安全確保計画制度HP (国土交通省)

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html

都市再生安全確保計画制度HP (内閣府)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/index.html>

大規模地震発生時における帰宅困難者の発生

- 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生
- 首都直下地震発生時には、東日本大震災をはるかに超える帰宅困難者の発生が想定

現状

東日本大震災における帰宅困難者

主要駅	東日本大震災発生時の 帰宅困難者のうち 駅周辺屋外滞留者
新宿駅	約9,000人
渋谷駅	約6,000人
横浜駅	約5,000人
東京駅	約1,000人

※警視庁発表(平成23年3月11日21時時点)

●新宿駅周辺



●東京駅周辺



●渋谷駅周辺



●横浜駅周辺



首都直下地震における帰宅困難者(想定)

駅名	駅周辺滞留者(帰宅困難者)	
	屋内滞留者	屋外滞留者
東京駅	44万人	3万4千人
新宿駅	32万人	5万人
上野駅	8万人	2万2千人
品川駅	15万人	6千人
蒲田駅	5万人	6千人
渋谷駅	16万人	2万1千人
池袋駅	8万人	2万2千人
北千住駅	2万人	7千人
町田駅	3万人	1万2千人
立川駅	5万人	1万7千人
等		
総計	141万人	21万人

駅を起点に4km²圏内に存在する人数をカウント
上記のうち、「**屋外滞留者**」が駅に集積すると考えられる。

※屋内滞留者

駅周辺で学校、職場の目的で滞留している人の総数

※屋外滞留者

駅周辺で私用、不明の目的で滞留している人の総数

首都直下地震等による東京の被害想定

(平成24年4月18日公表)

都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成24年7月1日施行)

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる。

背景

- ◆ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、**避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生**。
- ◆ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、**甚大な人的・物的被害が想定**。
⇒ **官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要**

法案の概要

都市再生安全確保計画制度の創設

- 都市再生緊急整備地域(全国63地域を指定)の協議会(国、関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等(鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等を追加)からなる官民協議会)が、大規模な地震の発生に備え、
 - ・ 退避経路、退避施設、備蓄倉庫等(都市再生安全確保施設)の整備・管理
 - ・ 退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定めた計画(都市再生安全確保計画)を作成できることとする。
- 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。



都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対し**予算支援**

一時退避の誘導と経路の確保

- ・地震発生時に、鉄道駅やビルから円滑に誘導・誘導のための情報発信設備を整備
- ・退避経路の協定(承継効付き)により関係者による継続的な管理を担保

避難訓練

- ・平常時から
の訓練



退避施設の確保

- ・鉄道駅、オフィスビル等に退避施設を確保(数日間滞在)
- ・退避施設の協定(承継効付き)により関係者による継続的な管理を担保

情報提供

- ・災害情報、交通情報等の提供

備蓄倉庫等の確保

- ・計画に記載された備蓄倉庫等の部分を容積率不算入
- ・地方公共団体との管理協定(承継効付き)により継続的な管理を担保
- ・都市公園に備蓄倉庫等を設置する際の占用許可手続を迅速化

* 下線は法律の特例

耐震改修等の促進

- ・建築確認、耐震改修等の認定等手続を一本化



都市における大規模地震発生時の安全を確保

都市再生安全確保計画制度等に係る支援策

地域の現状把握(現状の把握と被害の検討)

計画の作成、コーディネート(協定締結支援等)

計画の実施

ソフト事業

- ・退避誘導ルール、情報提供ルール作成
- ・避難訓練、普及啓発活動等

ハード事業

設備の設置

- ・備蓄倉庫、情報通信施設、耐震性貯水槽、非常用発電設備等の設置

公共施設等の整備

- ・公園、緑地、広場等の一時退避施設の整備
- ・退避経路、退避施設、備蓄倉庫等を有する建築物の整備
- ・建築物の耐震診断・耐震改修等

▽平成26年度創設

地下街防災推進事業

8.7億円(平成28年度予算)

- ・補助率: 1/3 + 地方1/3
- 大規模地震等の災害に備え、地下街管理者が地下街防災推進計画を策定し、その計画に基づき実施する取組み(ハード・ソフト)に対して支援

災害時拠点強靱化緊急促進事業

30億円(平成28年度予算)

- ・補助率: 2/3 + 自治体1/3, 1/2(対自治体)
- 計画と連携し、オフィスビル、学校、ホール等の一時滞在施設における帰宅困難者等の受入のため付加的に必要なスペースや、備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備費用(掛かり増し費用)に対して支援

▽平成27年度創設

災害時業務継続地区整備緊急促進事業

3.7億円(平成28年度予算)

- ・補助率: 1/2(計画策定・コーディネート支援) : 1/3(施設整備事業支援)
- ※民間事業者への直接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象費の23%
- 都市機能が集積した拠点地区において、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化に資する、エネルギー面的ネットワーク整備等に対して支援

内閣府

国土交通省

都市再生安全確保計画策定事業費補助金

0.38億円(平成28年度予算)

- ・補助率: 1/2(自治体又は民間事業者等)
- 都市再生安全確保計画の作成に必要な基礎データの収集・分析等

都市安全確保促進事業(エリア防災促進事業)

2.0億円(平成28年度予算)

- ・補助率: 計画作成※・ソフト1/2、ハード1/3(自治体、協議会、都市再生推進法人)
- ※特に緊急性が高い地域(乗降客数が30万人/日以上主要駅周辺の地域)については、平成30年度末まで補助率を2/3に嵩上げ(平成27年度より拡充)

社会資本整備総合交付金

※ 8,983億円の内数(平成28年度予算)

- ・都市防災総合推進事業
公共空地(公園、緑地、広場等)の整備、耐火建築物の建築等
補助率: 1/3、2/3※、1/2(対自治体)
※南1号特措法に基づき嵩上げ
- ・市街地再開発事業
補助率: 1/3
- ・優良建築物等整備事業
補助率: 1/3
計画に記載された退避経路・退避施設を有する優良な新築建築物を支援
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
耐震診断 補助率: 1/3
耐震改修 補助率: 11.5%、1/3
- 耐震対策緊急促進事業
120億円(平成28年度予算)
住宅・建築物耐震改修事業への上乗せ補助等
耐震診断 補助率: 1/2
耐震改修 補助率: 1/3~2/5

税制・金融

- ・優良な民間都市開発プロジェクトに対する税制支援
(法人税、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等)、金融支援(貸付け・社債取得)
- ・備蓄倉庫を有する建築物に対する税制支援(固定資産税等)
計画に記載され、管理協定の対象となった施設を支援対象

○東日本大震災において首都圏で約515万人におよぶ帰宅困難者が発生し大きな混乱が生じたこと等を踏まえ、都市機能が集積した地域における大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を実施。 【平成24年度創設】

計画作成及び計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対して国が支援

※平成28年度に下線部分を制度拡充。

補助事業者：市町村（特別区含む。）、都道府県、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人

都市再生緊急整備地域内＋主要駅周辺

都市再生緊急整備協議会・帰宅困難者対策協議会

【構成員】

- ・国、都道府県、市町村
- ・大規模ビル等所有者
- ・鉄道事業者 等



<都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成>

- ・退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備及び管理
- ・災害時に実施する事務（退避誘導、情報収集・提供、備蓄物資提供等）の内容
- ・平常時に実施する訓練の内容 等

- 協議会開催
- 計画作成
 - ・専門家の派遣
 - ・勉強会、意識啓発活動
 - ・官民・民民協定の締結に係るコーディネート 等

補助率：1/2

・補助対象地域のうち【特に緊急性が高い地域（1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺の地域）】については、計画に定量的な目標値及び目標期限を記載するものに限り、補助率を2/3に嵩上げ（平成30年度末まで）等。

計画に基づく ソフト・ハード両面の対策

補助率：1/2

<ソフト対策>

○避難訓練、情報伝達ルール、備蓄ルールの確立 等



<ハード対策>

補助率：1/3

○備蓄倉庫、情報伝達施設、非常用発電設備の整備 等



・都市再生緊急整備地域の指定解除となった場合の支援継続の経過措置

※都市再生緊急整備地域：都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定された地域（平成25年7月時点で62地域）。

※主要駅周辺：1日あたりの乗降客数が30万人以上の駅周辺。

都市再生安全確保計画・エリア防災計画の策定状況

<都市再生安全確保計画>

策定済

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域(大阪駅周辺地区)
 (平成25年4月19日)
 京都駅周辺地域(平成25年12月19日)
 名古屋駅周辺地域(平成26年2月13日)
 川崎駅周辺地域(平成26年3月17日)
 横浜都心・臨海地域(平成26年3月24日)
 札幌都心地域(平成26年3月25日)
 新宿駅周辺地域(平成26年3月27日)
 大阪コスモスクエア駅周辺地域(平成26年8月6日)
 辻堂駅周辺地域(平成27年3月18日)
 東京都心・臨海地域(大丸有地区)(平成27年3月26日)
 大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域(平成27年3月27日)
 東京都心・臨海地域(浜松町地区)(平成28年2月2日)
 渋谷駅周辺地域(平成28年3月18日)
 本厚木駅周辺地域(平成28年3月10日)
 福岡都心地域(平成28年3月25日)

作成中

大崎駅周辺地域
 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域(中之島地区)
 池袋駅周辺地域
 千里中央駅周辺地域

<エリア防災計画>

策定済

立川駅周辺地域(平成25年8月6日)
 北千住駅周辺地域(平成25年12月18日)
 藤沢駅周辺地域(平成26年1月21日)
 吉祥寺駅周辺地域(平成26年3月24日)
 綾瀬駅周辺地域(平成27年3月4日)
 池袋駅周辺地域(平成27年3月27日)
 上野駅周辺地域(平成27年9月29日)
 仙台駅周辺地域(平成27年12月3日)
 大井町駅周辺地域(平成28年2月24日)
 武蔵小杉駅周辺地域(平成28年3月23日)

作成中

目黒駅周辺地域
 中野駅周辺地域
 新大阪駅周辺地域
 溝の口駅周辺地域

<参考>

- 都市再生安全確保計画制度(国土交通省ホームページ)
http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html

※都市再生安全確保計画:都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画

※エリア防災計画:1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺において、帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画

地下街対策

(1) 地下街の防災対策の推進

地下街は、全国の拠点駅等に82箇所（平成26年度末）存在し、利用者も1日10万人を超えるところがあるなど多数に上っており、首都直下地震等の大規模地震が発生した場合には、利用者等が避難時に混乱状態となることが懸念されます。また、8割以上の地下街が開設から30年以上経過しており、天井等の老朽化が進んでいることに加え、利用者のみならず、駅等からの避難者の流入も想定されることから、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための防災対策を講じていくことが必要です。

このため、「地下街の安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理者に対して、天井板等の地下街設備の安全点検や、周辺の鉄道駅等との連携のもと、地下街の防災対策のための計画の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援することで、民間投資を通じた地下街の防災対策の充実を図っていきます。

また、地下街が連担している地域においては、地震発生時の円滑な避難を確保するため、周辺の事業者が相互に連携、調整し、一体的な避難誘導対策を実施することが有効であるため、複数の地下街管理会社や、関連する地下通路の管理者、地方公共団体等により構成される協議会も支援対象とし、さらに、地下街の公共的通路について、浸水被害を軽減し、災害発生後の早期復旧を可能とするため、地下街の設備の改修等による浸水防止対策を新たに補助対象事業に追加し、地下街の防災対策の一層の推進を図っていきます。



施策効果

◎ 大規模地震発生時や浸水時における地下街等の防災対策が推進され、災害に強い都市が形成される。

(2) 地下街の安心避難対策ガイドライン（平成26年4月策定）

- ・大規模地震時の公共用通路等公共施設を対象として、地下街が有する交通施設としての都市機能を継続的に確保していくために必要な耐震診断・補強の方法や非構造部材の点検要領、様々な状況を想定した避難計画検討の方法等について、技術的な助言として、とりまとめています。
- ・ガイドラインは、第1部「安心避難対策が求められる背景」、第2部「安心避難対策」と、資料編から構成されている。このうち、第2部「安心避難対策」では、「施設の状況把握」として、地下街の現況把握の必要性を記載するとともに、「構造物の耐震検討」、「非構造部材の安全検討」、「避難シミュレーションを活用した避難検討」、「安心して避難するための追加的な方策」について、検討の進め方等をまとめています。
- ・なお、公共通路は道路下であっても、店舗が沿道ビルの地下階にあるような施設を準地下街と呼びますが、本ガイドラインは、こうした準地下街の公共通路部においても活用することは可能です。

(3) 地下街防災推進事業

①補助対象

○地下街防災推進計画策定費

地下街防災推進計画の策定及び付随する調査（安全点検、耐震診断、対策検討等）に要する費用

○地下街防災推進事業費

地下街防災推進計画に基づき実施される下記の事業に要する費用

一 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備（地下街管理会社が所有又は管理する施設に限る）

通路（一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く）、電気室、機械室等の公共的空間における防災性向上のための施設の整備に要する費用（ただし、浸水防止対策については地上部に通じる給排気・排煙設備から地下街への雨水等の流入防止対策に限る）

二 避難施設、防災施設の整備

避難施設（非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備等）、防災施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用発電設備等）の整備に要する費用

三 避難啓発活動

利用者等への避難啓発活動に要する費用

②補助対象者

地下街管理会社又は協議会

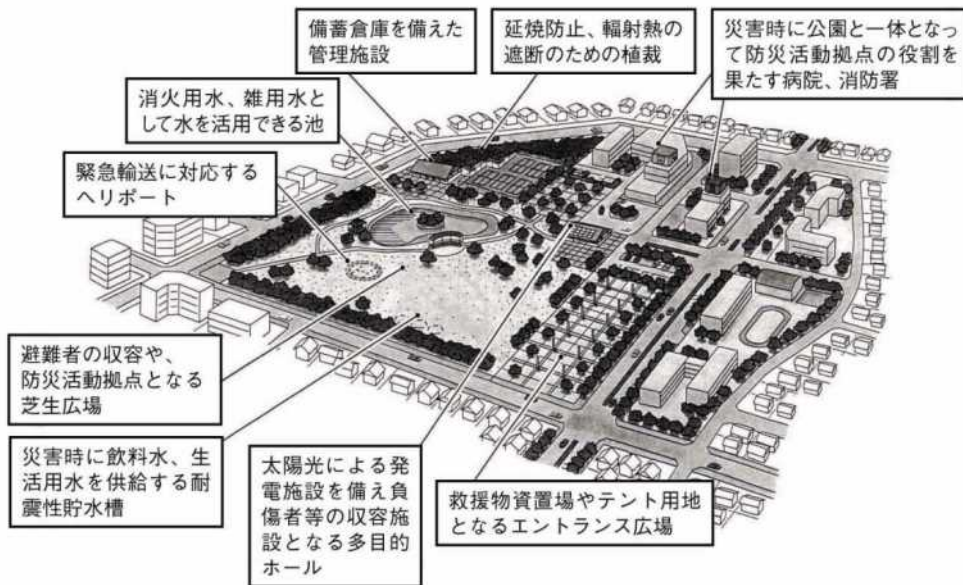
③補助率

1 / 3（地方公共団体との協調補助）

・防災公園について（公園緑地・景観課関係）

都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置付けられる都市公園等について緊急に整備を推進する。

【防災公園のイメージ】



・都市公園事業（防災・安全交付金等の基幹事業）の概要

<面積要件>

- ・ 2 ha 以上の公園であること、ただし、三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は 1 ha 以上（また、帰宅支援場所の機能を有する公園については、面積 500 m² 以上を合計 5 か所以上 等）

<総事業費要件>

- ・ 全体事業費が 1 箇所当たり 2.5 億円以上の事業（ただし、都道府県事業は 5 億円以上）であること。

<交付対象>

- ・ 地方公共団体が実施する以下の事業
 - (1) 都市公園の用地の取得
 - (2) 都市公園法施行令第 31 条に定める公園施設の整備（ただし、帰宅支援場所の機能を有する公園については、3 ページ後の※ 5 を参照）

<国費率>

用地 1 / 3 (1 / 2※) 施設 1 / 2

※ () は、沖縄 [沖縄振興特別措置法に基づくもの] 及び緩衝緑地 [公害の防止に関する国の財政上の措置に関する法律に基づくもの]

○都市公園の大震火災時等における機能

i) 新潟県中越地震（平成16年10月）における都市公園活用状況

身近な街区公園、近隣公園等の住区基幹公園は、避難場所、食料等の配給拠点、ライフラインの復旧、地域情報の提供の場として機能。



広域公園、国営公園等の大規模な公園は、駐車場や広場等が生活物資等の集積及び配送等の支援活動の拠点として機能。



ii) 新潟県中越沖地震（平成19年7月）における都市公園活用状況

避難所として機能するとともに、仮設住宅建設地や支援活動の拠点として機能。



iii) 東北地方太平洋沖地震（平成23年3月）における都市公園活用状況

津波エネルギーの減衰や漂流物の補足等により多重防御の一つとして機能。



樹林の有無による流出家屋状況の差異（宮城県石巻市）



海岸林に阻止された漁船(宮城県気仙沼市)

津波に対する避難路・避難地として機能するとともに、自衛隊等の活動拠点や資材の仮置き場など復旧・復興支援の場として機能。



避難地となった丘(仙台市 海岸公園冒険広場)



自衛隊の活動拠点として活用
(石巻市 総合運動公園)



電力復旧作業の拠点として活用
(国営みちのく杜の湖畔公園(宮城県川崎町))

都心部等においては、帰宅困難者の休憩施設等としても機能。



国営昭和記念公園（東京都立川市・昭島市）



日比谷公園（東京都千代田区）

・ストック再生緑化事業（防災・安全交付金等の要素事業）の概要

<概要>

都市における緑とオープンスペースとして、広場空間や民有の空き地等が存在しているが、コンパクトで魅力あるまちづくりを一層推進するためには、これらの空間を効率的に活用し、ストック効果を最大限に発揮させることが必要である。

また、我が国では、首都直下地震や南海トラフ地震等による大規模災害の発生が予想されており、帰宅困難者への支援や避難地の確保等を進めていく必要がある。

このため、広場空間における地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設の整備や空き地等における延焼防止のための緑地の整備を支援する。

<事業要件>

○事業対象範囲

対象地域内で行う、既存の公共公益施設又は民間建築物及びその敷地内で整備される緑化施設（民間建築物等の場合、公開性を有するものに限る）の整備のうち、以下の①及び②を満たすもの。

① 1都市で5箇所以上の緑化施設の整備がなされること

② 1箇所当たりの緑化対象面積が500m²以上であること

○対象地域

都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における都市機能誘導区域又は居住誘導区域。

○交付対象

地方公共団体

<国費率>

・地方公共団体が実施する事業

当該事業に要する費用の1/2

・民間事業者等が実施する事業

当該事業に要する費用の1/3かつ地方公共団体が補助する額の1/2

※平成28年度末までに事業を開始する場合は、平成28年度中に立地適正化計画を策定し都市機能誘導区域を指定することを前提に、当該区域の指定があるものとみなす。

※平成30年度末までに本事業を開始する場合は、平成30年度中に立地適正化計画を策定し居住誘導区域を指定することを前提に、当該区域の指定があるものとみなす。

対象事業のイメージ



① 既存公共公益施設の緑化



② 一時待機場所として活用できるよう整備



③ 延焼防止のための緑地の整備

◇ 防災公園の交付対象要件

機能区分		公園種別	面積要件等	対象都市	対象地域等 ^(※4)	補助対象となる 災害応急対策施設 ^(※5)
拠点機能	広域防災拠点	広域公園 等	面積おおむね 50ha 以上	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄倉庫 ・ 耐震性貯水槽 ・ 放送施設 ・ 情報通信施設 ・ ヘリポート ・ 係留施設 ・ 発電施設 ・ 延焼防止のための 散水施設 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 一次避難地で防災活動 拠点の機能を有さない 場合は <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄倉庫 ・ 耐震性貯水槽 に限る </div>
	地域防災拠点	都市基幹公園 等	面積おおむね 10ha 以上	下記対象 都市	—	
避難地機能	広域避難地	都市基幹公園 広域公園 等	面積 10ha 以上 ^(※1)	下記対象 都市	下記対象地域 ①又は④に該当 する地域	
	一次避難地	近隣公園 地区公園 等	面積 2ha 以上 ^(※2)	—	下記対象地域 ②、③、④のう ちいずれかに該 当する地域	
避難路		緑道	幅員 10m 以上 ^(※3)	—	—	
帰宅支援場所		街区公園 等	面積 500 m ² 以上を 合計 5 箇所以上	下記対象 都市	下記対象地域 の⑤に該当する 地域	

○災害対策基本法に基づく地域防災計画等に、当該公園の防災に資する機能が位置付けられていること。

○地域防災拠点の機能を有する都市公園については i) ~ viii)、広域避難地の機能を有する都市公園については i) ~ vii)、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地（帰宅支援スポット）については i) 又は iv) のいずれかに掲げる都市に所在するものであること。

- i 三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市
- ii 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市
- iii 地震予知連絡会が平成 19 年度まで指定していた観測強化地域又は特定観測地域に含まれる都市
- iv 指定市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市
- v 県庁所在都市、人口 10 万人以上の都市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市
- vi 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる都市
- vii 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる都市
- viii DID 区域を有する都市

○広域避難地・一次避難地・帰宅支援場所となる防災公園の対象地域

- ① 人口密度 40 人/ha 以上の地域
- ② DID 区域
- ③ 津波被害が想定される地区
- ④ 帰宅困難者が 1 万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域
- ⑤ 地域防災計画等において帰宅支援を効率的に行うために設定された道路から 500m 以内の地域

(※1) 都市公園面積が 10ha 未満でも周辺の空地とあわせて 10ha 以上となる 4ha 以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して 10ha 以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保されるおおむね 8ha 以上の都市公園を含む。

(※2) 都市公園面積が 2ha 未満でも周辺の市街地とあわせて 2ha となる都市公園を含む。
ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定都市、県庁所在市、中核市における DID 地域を含む地区の都市公園及び地域防災計画により津波避難場所として位置づけられる都市公園に関しては、面積 1ha 以上。（都市公園面積が 1ha 未満でも周辺の市街地とあわせて 1ha となる都市公園を含む。）ただし、密集市街地対策を総合的に推進するための整備計画（密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画）に位置づけられる都市公園にあつては面積 1,500 m² 以上。

(※3) 周辺の不燃化の状況等を勘案して 10m 以上の都市公園と同等の避難上有効な幅員が確保される都市公園を含む。

(※4) 都市公園以外の避難地を含めても歩行距離 2km 以内（一次避難地は 500m 以内）の避難圏内人口一人当たり 2 m² が確保されていないこと。

(※5) 帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、都市公園法施行令第 31 条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。

- ① 園路又は広場
- ② 植栽その他の修景施設
- ③ 休憩所、ベンチその他の休養施設
- ④ 便所、水飲場その他の便益施設
- ⑤ 門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設
- ⑥ 備蓄倉庫その他都市公園法施行規則で定める災害応急対策に必要な施設

事 務 連 絡

平成20年1月15日

各都道府県及び政令指定都市

都市公園担当部局長 殿

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

公園・緑化事業調整官

防災公園における消防部局所管施設の設置に係る調整について

現行社会資本整備重点計画（H15-19）においては、避難者の生命を保護する広域避難地などの防災公園の整備を推進しているところであるが、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の広域かつ甚大な被害をもたらす大規模地震発生の切迫性が指摘される中、昨年においても、3月には能登半島地震、7月には新潟県中越沖地震が立て続けに発生しており、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、避難者等を収容し、市街地火災等からその生命を保護する避難地等として機能する都市公園等について緊急的に整備を推進する重要性は高まっているところである。

一方、公園管理者以外の者の公園施設の設置・管理については、従来「公園管理者が設け、又は管理することが不適當又は困難であるもの」に限り許可の対象としてきたところであるが、平成16年の都市公園法改正により、「都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」についても、公園管理者の判断により設置・管理の許可をすることができるものとされたところである。

このため、防災公園となる都市公園における備蓄倉庫、耐震性貯水槽、その他の災害応急対策に必要な施設等について、設置管理許可制度を活用し、消防部局所管施設として設置・管理することにより、防災公園の防災機能を増進することも可能であることから、今後、消防部局からこのような趣旨の相談があれば、積極的な調整・連携を図られたい。

また、この旨を貴管下市町村に周知されたい。

なお、上記については、総務省消防庁と調整済みであることを申し添える。

【連絡先】

国土交通省 都市・地域整備局

公園緑地課 脇坂、峰寄

電話 03-5253-8419 FAX 03-5253-1593